

＜施設園芸等経営強化支援事業費に係る要望調査 記入上の注意点＞

- 「氏名」、「住所」、「電話番号」は、正確に記載してください。「施設園芸等経営強化支援事業費補助金（以下、「施設園芸等補助金」とする。）の交付申請対象者の選定通知の送付や要望内容の確認のために利用します。記載漏れや記載ミスがあると、通知が届かない原因となります。

- 「申請予定先」には、施設園芸等補助金の交付申請対象者に選定された際に、交付申請書の提出先を記載してください。
申請対象となるすべての機器・資材を農業協同組合で購入した場合は、最寄りの農業協同組合の名称を記載してください。
農業協同組合以外で購入した場合、又は、農業協同組合で購入したものとそれ以外で購入したものが混在する場合は、所管する農務事務所の名称を記載してください。

- 申請予定内容には、施設園芸等補助金の交付申請対象者に選定された際に、交付申請する内容を記載してください。交付申請時に、要望調査より増額して申請することはできません。見積書等に基づく申請予定額を記載してください。
 - ・ 「**新設**」とは、機器・資材を新たに導入することを指します。
 - ・ 「**高度化**」とは、保温性が高い素材・厚みなどの資材の使用、カーテンやサイド被覆の多層化（一重⇒二重など）等により、保温効果が高まり省エネに繋がる対策を指します。
※高度化の対象となる資材は、「5 外張資材」、「6 内張カーテン」、「7 サイド多層被覆」のみです。

- ・ 事業費は、「機器・資材費」と「設置工事費等」を分けて、それぞれ税抜き価格を記載してください。

- ・ 設置工事費等は、専門業者が施工する場合は見積書の金額を記載してください。専門業者以外（例：農業者仲間）が施工する場合は、見積書の金額または上限額（126,000円/10a）のいずれか低い金額を記載してください。

- ・ 経営強化奨励金の申請予定の場合は、申請対象となる面積は、単位はa(アール)、小数点以下は四捨五入して記載してください。（例：4.5aの場合 ⇒ 5a）

【その他】

- ・ 要望調査の結果を取りまとめ、施設園芸等補助金の交付申請対象者を選定します。選定結果については、令和5年1月下旬を目処に要望調査提出者全員に通知します。
- ・ 本要望調査に提出し、交付申請対象者として選定された方のみ、後日募集を開始する施設園芸等補助金に交付申請することができます。
本要望調査を未提出の方、本要望調査で交付申請対象者として選定されなかった方は、交付申請をすることができません。
- ・ 交付申請者に選定された方でも、要望調査と異なる内容（選定結果を変更せざるをえない重要な変更）で交付申請をした場合は、交付決定されないことがあります。
（例）実施する対策（導入する機器・資材）の変更、申請金額の増額、申請金額の大幅な減額 等

■提出締め切り 令和5年1月11日（水）※郵送の場合は当日消印有効

■提出先 山梨県農政部果樹・6次産業振興課

- ・ 郵便の場合 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1
- ・ FAXの場合 055-223-1599
- ・ E-mailの場合 kaju@pref.yamanashi.lg.jp

※郵送の場合は封筒の表側に、E-mailの場合はタイトルに「施設園芸等補助金要望調査」と記載してください。